

相模原市国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)等に基づき策定した「相模原市国民保護計画(以下「国民保護計画」という。)」について、「国民の保護に関する基本指針」の内容を踏まえ、計画の実効性向上に向けた避難施設の更なる拡充等を図るため、次のとおり変更します。

1 主な変更点(()内は、国民保護計画(変更案)における該当箇所のページ数です。)

(1) 避難施設の更なる拡充に向けた変更(P29・P30)

ミサイル攻撃等を受けた際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設について、国が避難施設への指定を推進している状況を踏まえ、本市においても堅ろうな建築物や地下施設を重要な施設として優先的な確保に努めることとします。

(2) 国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更(P27、P30、P33)

全国瞬時警報システム(J-ALERT: ジェイアラート)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の修正を行う必要がある等の理由から、国の「国民の保護に関する基本指針」の一部が変更されたことを踏まえ、本市においても、これまでに記載していた内容の具体化を図るため、次の事項について明記します。

- ア 様々な場所、情報伝達手段の活用を想定した訓練等に関する事項
- イ 避難施設の状況の把握に関する事項
- ウ 全国瞬時警報システムによる周知に関する事項

(3) その他の変更

- ア 人口、世帯数、人口密度の修正(P8表)
- イ 交通網の位置等に係る記載内容の修正(P9)
- ウ 組織改編等に伴う修正

2 今後のスケジュール

令和4年	6月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
	7月14日まで	
	7月下旬	神奈川県との法定協議(予定)
	8月	国民保護計画の変更
		市議会9月定例会議に報告